

国立市行財政改革プラン2029（案）に対する意見募集の結果について

1. 意見募集（パブリックコメント）の結果

- (1) 募集期間：令和7（2025）年12月25日（木）～令和8（2026）年1月16日（金）
- (2) 結果：意見件数 26件（6人）
- (3) いただいたご意見の概要及び市の考え方

No	頁	取組項目	意見の概要	担当課	市の見解	修正
1	P.3	行財政改革の必要性	「現在構造的な課題を抱えており」について、具体的に丁寧に構造的課題を列記してください。	■ 政策 経営課	<p>市が抱える構造的課題とは、単年度の景気変動によるものではなく、制度的・社会的要因に起因する中長期的な財政構造の問題を指しており、以下のとおりとなります。</p> <p>第一に、自治体間の財源調整制度である地方交付税制度において、普通交付税の交付団体と不交付団体の境目に位置していること及びふるさと納税制度による個人市民税の流出が続いていること。</p> <p>第二に、少子高齢化の進行により、生産年齢人口が減少する一方で、社会保障関係経費が増加していること。</p> <p>第三に、国全体として高い経済成長が見込みにくい状況の中で、本市においても急激な税収増が期待しにくいこと。</p> <p>その一方で、物価上昇や委託料等の増加により物件費は恒常的に伸びており、結果として、市税を始めとする一般財源の増加が経常的経費の伸びに追いつかない財政構造と</p>	無

					なっていることが、本市の構造的課題であると認識しております。	
2	P.18	自治体 DX の推進	コンビニ交付手数料が 10 円になることについて、日頃から待ち時間緩和策としての電子化が考えられてこなかったのか。 コンビニへの案内は「近くて便利」で充分で、マイナンバーカード利用促進を意識しすぎると無駄な経費を使うことになると思う。	■ 市民課	市ではこれまでも、窓口混雑の緩和と市民の利便性向上を図るため、オンライン転出届の実施や各種手続の電子化など、デジタル化を段階的に進めてまいりました。 今回のコンビニ交付手数料 10 円の期間限定措置につきましても、マイナンバーカードの普及そのものを目的とするものではなく、既に実施しているオンライン施策と併せ、窓口外で完結できる手続を広げることで、窓口混雑を緩和させることを目的としております。 また、市民周知については、ご指摘のとおり「近くて便利で、待たずに取得できる」という利便性を基本にご案内すべきものと認識しております。	無
3	P.19	事業・イベントの見直し	イベントの見直しについては多くの市民が集まって議論を出し合う場が必要です。環境フェスタと消費生活展のドッキング。農業祭りを国立駅南口広場と旧駅舎で開催。認知症の日を改め、認知症週間として市民団体等のイベントに助成するなど、市民が主体的に関わるようにしたい。	■ 政策経営課	ご意見のとおり、各種イベントの統合や、イベント運営をより市民主体で実施することが可能か検討することは、見直しの重要な視点であると考えます。具体的にイベントの見直し、検討を行う際には、いただきました観点も踏まえて、検討してまいります。	無
4	P.26	会計年度任用職員制度の見直し	長年、職員数を減らしてきた結果、限界にきていると思う。会計年度任用職員の人件費が近隣他市に比べ高水準とのこ	■ 職員課	定員管理計画及び市全体の財政状況を踏まえた上で、必要な人材の適切な配置に努めてまいります。併せて、その処遇に関しては、情勢適応の原則、均衡の原則に基づき、適	無

			とですが、数字だけでは判断できない。適切な部署に適切な人材を配置することで、それに見合った待遇も求められると思う。		宜改善を図ってまいります。	
5	P.28 -34	方針3「公共サービスの最適化」全体について	方針には賛同するが、具体的な検討をどこで行うか。市内のあらゆる施設の実態を調査し、有効利用の方法を検討する市民が参加するプロジェクトが必要と思う。 集会所や防災センターを場所貸しだけでなく、「市民の居場所」として市民に開放し、運営を任せることが重要。空き家活用が進まない中、団地やマンション、学校等のスペースを外の市民にも借りやすくしてもらおう交渉も必要。	<p>■ 政策 経営課</p> <p>■ まち の 振 興 課</p>	各公共施設の在り方等の整理については、社会の状況変化やご意見をいただいた手法を踏まえて、その時点における状況を総合的に勘案し、最適な手法で在り方を整理してまいります。 コミュニティ施設について、既存の利用者及び新たな利用者にも有効にご活用いただけるよう、地域住民の方との意見交換等によりニーズを把握し、ハード・ソフトの両面から、既存施設の機能向上や有効利用を促進するよう施設の整備に取り組んでまいります。	無
6	P.28	業務委託化の拡大	外注が進むことが悪いとは言わないが、市民の最低限の生活を保障するという機能に限定されていくように感じた。実際の市民の生活に関わる現場の責任を手放す場面が増えることが、市役所職員含めた主体性の低下や市民との分離の促進につながる。行政が動きづらい部分や手の届かない部分を外部へ委託して	<p>■ 政策 経営課</p>	外部委託の活用につきましては、行政機能を確実に果たすことを前提としつつ、行政が担うべき責任や関与の在り方を十分に考慮する必要があると認識しております。 また、外郭団体や市民団体等との連携は、きめ細かなニーズへの対応や新たな価値の創出につながるものと考えており、行政と多様な主体が協力関係を築くことは重要であると認識しております。今後も、各種団体とのより効果的な連携の在り方について、鋭意検討してまいります。	無

			いくことは、市民の細かなニーズへの対応をスピード感をもって行えることにもつながるので、同意する部分も多い。結果的に市民団体が成長していくということによる市民の意識向上は大事で、行政と多くの団体・市民が繋がり、協力関係を築く中から、小さな市だからこそ出来る新しいビジョンの模索が出来ると良い。			
7	P.28	業務委託化の拡大	委託化により委託業務内容に精通した（経験のある）職員の育成については、どう考えているか。 ジョブローテーションをよく考えて人材育成すること。本庁の中核のみを経験する頭でっかちな職員の育成は避けて、現場経験豊富な職員の育成をすべき。	■ 職員課	必要に応じた人事異動によりジョブローテーションを行い、組織の硬直化や業務の属人化等を防止すると同時に、職員が様々な役割や業務を経験することによる人材育成に取り組んでまいります。	無
8	P.28	業務委託化の拡大	ノウハウの継承ができる委託方法を検討し、ノウハウの継承を行うこと。	■ 政策経営課	市職員のノウハウの継承は重要なものと感じておりますので、具体的な業務の委託化を検討する際には、いただきました観点を踏まえて検討をしております。	無
9	P.28	業務委託化の拡大	委託化が受託側の低賃金労働者によって支えられないよう、市職員と同程度の給与を支払っているのか調査・検証すること。委託化することで効率化できたとか経費が減ったところに目が奪われるが、	■ 総務課	当市の発注する業務委託においては、業務内容に応じて、当該業務に従事する労働者の適切な賃金が確保されるように設計金額を作成するとともに、最低制限価格制度の運用によるダンピング排除や令和 8（2026）年 1 月 1 日に施行された「中小受託取引適正化法」に則った価格転嫁がな	無

			継続して働くには十分な給与が必須となる。		されるように努めてまいります。	
10	P.28	業務委託化の拡大	市の職員が、市の各種業務を通して、広く市民と交流し、市民の状況やニーズを直接把握し、市の政策に活かしていくことが大切だと考える。業務委託化についても、そういった視点も考慮して、検討してほしい。	■ 政策 経営課	職員が日々の業務を通じて市民の皆様と接し、直接ニーズを把握し、それを政策に反映していくことは重要であると認識しております。 業務の委託化に当たりましても、効率性や専門性の活用といった観点に加え、市民との接点が損なわれないよう十分配慮してまいります。また、委託事業者との情報共有や報告体制の確保等を通じ、市として責任を持って市民ニーズを把握し、各種施策に活かしてまいります。	無
11	P.29	民間活力を活用した公の施設の運営	旧本田家住宅の指定管理者の導入にあたっては、単なる施設の維持管理に留まらず、隣接する農地や地域活動団体と連携した「伝統文化の継承と地域資源が循環する学びの拠点」としての機能を重視した運用が良いと思う。	■ 生涯 学習課	旧本田家住宅は「南部地域の歴史文化の発信拠点」として、周辺施設や団体と連携することを考えています。具体的には、くにたち郷土文化館、日野市の新選組関連施設や市内各種団体との連携により、まちの回遊性向上も図っていきたいと考えています。また、完成した旧本田家住宅では、本田家旧蔵資料の展示を行うことで本田家や谷保村の時代から現代へ続く国立市の歴史への理解を深めることや、体験・学習の場としての利用を通じて国立の魅力や文化を体験してもらうことを考えています。	無
12		旧本田家が観光地として開かれる中で、本田家の歴史や谷保という地域性に根差した様々な歴史・文化に関わる体験や講座、対話、勉強会などがあるといいと思う。また、谷保天満宮との連携などもあるとよい。本田家を中心とした国立市の歴史を知る事やその歴史や文化の一				

			端を体感できること、それが個々の市民や市外の方にとっても豊かな場になることを期待している。			
13	P.29	民間活力を活用した公の施設の運営	<p>学童保育所の課題として、大人の人数に対する子どもの数が多いことや施設キャパシティが足りていない状況で子どもへの教育的アプローチや寄り添いも含めて余裕がないという印象がある。市内の民間の子どもの居場所活動をしている団体等含めて、市内の各地に子どもたちの受入場所があるように整備していけるとよい。</p> <p>また、子どもの受け皿としても、行政のみでは対応が出来ないことは致し方ないので、協力関係を作る等行政からの主体的なアプローチが必要。</p>	■ 児童青少年課	<p>現在、市の学童保育所は、近年の学童ニーズの増加や、これに伴う保育人材の需要の高まり等の影響を受け、人員体制や保育空間の確保が課題となっております。</p> <p>この課題に対し、市としては、学童保育事業単体で改善を検討するのではなく、放課後子ども教室等の多様なリソースまでを含め、児童の放課後等の在り方を改めて整理し、検討をしていくことを予定しております。</p> <p>その上で、地域団体等による居場所活動との有機的な連携についても考えてまいります。</p>	無
14	P.29	民間活力を活用した公の施設の運営	<p>城山さとのいえは、農業・農地を身近に感じられる機会が作られていないように感じる。</p> <p>農地が隣接している中で、より多くの市民が様々な農的な体験や学びを得られる空間になるとよいと思う。また、体験やイベント等の拡充により、より多くの人が集う空間になれば、農産物の直売へ</p>	■ 南部地域まちづくり課	<p>城山さとのいえは竣工から 10 年が経過し、多くの市民の方々に農業振興に資する各種イベントにご参加をいただいております。令和 6 (2024) 年度は複数の体験事業を合計 61 回開催し、1,235 人にご参加いただきました。</p> <p>一方で、本施設の周知が必ずしも十分に至っていないこともあり、より一層市内外に周知を図り、利用者の方々に、より都市農業の良さを感じていただけるような施設運営を目指してまいります。</p>	無

			の可能性や各農家と市民との直接的な繋がりがうまれ、市の農業・農地をより市民が身近に感じられる仕組みが出来上がると思う。			
15	P.31	地域包括ケア推進に向けた相談支援体制の構築	今後更に高齢人口の増加が見込まれるため、必要な人に必要かつ満足度の高い介護ができるよう（要介護者の家族のケアを含め）、専門人材の育成を、直営職員の育成が不可欠。	■ 高齢者支援課	高齢者人口の増加や支援ニーズの多様化を踏まえ、本人支援に加え介護者（家族等）支援を適切に行うため、人材の確保・育成を含めた持続可能な体制の在り方を検討します。併せて、直営型地域包括支援センターを含む職員の研修等を通じ、相談支援体制の充実を図ってまいります。	無
16	P.32	公立保育園の民営化の推進	財政改革の効果は年間5,000万円の効果があったということ自慢するのではなく、子供の保育や成長に対して民営化によってこれだけ良くなったという評価が必要ではないか。 単に年間5,000万円の効果と聞くと、そこで働く保育士の賃金が削られる、十分に保育士さんが配置されていない等、しわ寄せが起こっている可能性がある。しっかり検証したうえで民営化を考えるべき。保育士が一生の仕事として、長く勤められるよう、市役所の正規職員並みの給与が保証されるべき。	■ 保育幼児教育推進課	現在開催しております保育審議会において、矢川保育園の民営化についての評価検証を実施しており、保育の質についても検討を進めております。審議会で実施した保護者の方へのアンケートや、外部調査機関が実施した第三者評価における保護者アンケートでは、保育の質についての評価は、民営化前後で高い水準で維持、向上しております。財政効果につきましては、公立保育園が民営化されることにより、運営費に国や東京都の財源が活用でき、市の歳入が増えることで令和6（2024）年度の試算で年間約5,000万円の財政効果があったと考えております。矢川保育園への運営費の委託料や民営化補助金を合算すると、公立3園の平均予算額より多くなっており、民営化によって保育にかかる予算を削減したわけではないことをご理解いただければと思います。	無

17	P.32	公立保育園の民営化の推進	予算削減が出来ることは素晴らしいことである一方、直営の教育現場が減ることにより、市としての教育方針に対する意思や意識の減退の可能性があるとも感じる。また、直営の現場が減ることは、教育ビジョンを発信していく際の説得力低下にもつながるのではないかな。	■ 保 育 幼 児 教 育 推 進 課	矢川保育園の民営化においては、市が直接出資して設立した、社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団に運営を移管しました。また、国立市幼児教育センターを設立し、事業団が運営を担い、市とともに市内の幼児教育環境の向上に努めております。今後とも事業団と緊密に連携を図りながら、市の幼児教育の推進に努めてまいります。	無
18	P.33	市民プラザの在り方検討	北市民プラザなどが、地域の住民にとって大きな役割を果たしていると思う。その上で、より良い在り方を検討していくことは有効と考える。	■ ま ち の 振 興 課	今年度、各市民プラザの窓口利用者数等の調査を行いました。各市民プラザにおいて提供している行政サービスのニーズ等を総合的に検討し、引き続き市民プラザの在り方について最適化を図ってまいります。	無
19	P.34	図書館施設の在り方検討	図書館の役割は本を貸し出すことではないと思う(自動貸出機)。市民と職員が交流して初めて図書館の役割が果たせるのではないかな。十分な数の正規司書職員を配置し、図書館の能力・魅力を向上させて、市民の学習意欲に貢献させること。	■ 図 書 館	市民アンケート等により市民ニーズを捉えた上で、地域の情報拠点として学習・読書支援、居場所機能といった図書館の役割を十分に果たすことができ、かつ社会情勢を踏まえた効果的な図書館の在り方を検討してまいります。	無
20	P.35 -41	方針4「財政の弾力性の確保」全体について	新たな財源確保の難しさを感じるが、特に南部地域のまちづくりにおける自然環境を活かした住まい方や水と緑の創出などまちの価値を高めるためにも重要。(矢川の保全・府中用水の通年通水・畑の確保・街路樹等)	■ 環 境 政 策 課 ■ 生 涯 学 習 課	財政の弾力性確保に努めつつ、豊かな自然と歴史を継承した緑のまちづくりの推進に向けて、矢川や用水路などの親水空間については、生き物と触れ合える空間として適正な維持管理を行うほか、谷保地域の原風景の保全に向けて、緑環境の保全地域の指定継続・拡大に取り組んでまいります。	無

			<p>エネルギー自給に関する取り組みはないか。</p> <p>また、国立らしい文化芸術への取り組み・支援が有効。国立出身の著名な作家の広報もいいと思う。かつて市が購入した絵画の扱い・活用なども検討してほしい。</p>		<p>また、太陽光発電設置拡大に向けた補助、省エネ家電の買い替え補助等、市内の温室効果ガスの削減に向けた施策を推進してまいります。</p> <p>文化芸術への取組・支援について、近年、市内の団体等が文化芸術イベントを開催した際に掛かる経費に補助金を交付する事業や、市が以前購入した絵画を貸し出す事業を開始しました。現在、文化芸術推進会議で「文化芸術情報の一元的な発信方法」を検討しています。</p>	
21	P.38	都市計画税の戦略的活用	<p>公共施設の都市計画事業化とはどういうことかしっかり記述すること。このことが公共施設に対して都市計画税を使用できるようにすることであるならば言語道断。余剰金が発生したからといって新しい用途に振り向けなどせず、都市計画税の本来の目的の将来負担に備えて基金に積み増すとか、税率を下げて市民の負担軽減を図るべき。都市計画税は市役所のお金ではありません。市民のお金です。</p>	■ 政策 経営課	<p>公共施設の都市計画事業化は、道路・公園・公共施設全般の整備を都市計画法に基づく「都市計画事業」として位置付け事業実施することを意味しています。現在、都市計画税の税率改定は3年ごとに実施しており、その際に後年度実施事業の財源確保としての必要性等を踏まえ税率を決定しております。基金の積み増し、税率引下げについても、上記改定プロセスの中で議論・検討をしております。都市計画税は、都市計画事業等の実施により受ける利益に着目して課される目的税であり、応益的性格を持つ市税である点を認識しつつ、引き続きまちづくり全般に資する適切な用途に活用してまいります。</p>	有
22	P.39	市有財産の有効活用	<p>低未利用地の活用について、建蔽率や容積率を十分活用していない公民館や、西友裏側の駐輪場の低利用状況な土地などの低未利用地を貸し付けや売却だけでなく、さらなる活用について検討して</p>	■ 政策 経営課	<p>低未利用地の活用に当たっては、ご提案いただいているように、活用の幅を持って検討していくべきだと考えております。本プランに掲げる低未利用地の活用を進めつつ、施設ごとの条件を確認した上で、最適な手法を検討してまいります。</p>	無

			みてはどうか。			
23	P.39	市有財産の有効活用	未利用地を売却し、一時的な歳入を確保しても、それはあくまでも一時的な増収に過ぎません。未利用地は市役所の財産ではなく、国立市民全体の財産です。市役所は市民から集めたお金で、市民の意見を聞きながら市民を幸せにすることが役割です。喫緊の課題である高齢者対策として、特別養護老人ホームの建設、運営を考えたらどうか？	<p>■ 政策経営課</p> <p>■ 高齢者支援課</p>	未利用地の売却のみでは一過性の収入にとどまることは認識しており、売却・貸付けのいずれかに偏らず、財政効果と市民サービスの両面から、市有財産の最適な活用手段を検討していきます。ご指摘の特別養護老人ホームにつきましては、第9期国立市介護保険事業計画では、近年の特別養護老人ホーム等の利用者数の状況・予測や、都による待機者調査の人数が一定程度にとどまっていることを踏まえて、市内では新たな特別養護老人ホームの整備は行わないこととしております。	無
24	P.41	国民健康保険料(税)水準の統一に伴う法定外繰入金削減	国民健康加入者の負担が大きくなることで、市民の生活が苦しくなることは明らかで、これまで国保税をおさえてきた市の努力が無になる。これによって、市の財政の弾力性が確保できるなどということは、納得できない。市の財政確保のために、国民健康保険税が増額されていくことは、市民の暮らしをさらに深刻なものにすることを受け止めてほしい。	■ 保険年金課	法定外繰入金の削減は、財政的な観点からこれまでも求められてきたところですが、今回改定に至った経緯といたしましては、令和6(2024)年6月に国が改定した「保険料水準統一加速化プラン」において「令和15(2033)年度までに完全統一に移行することを目指しつつ、遅くとも令和17(2035)年度までの移行を目標とする」として、同一都道府県内における保険料(税)水準の統一について期限が示されたことによるものです。市は、これまで法定外繰入金により保険税率を低く抑えてきたことにより、都内他自治体の保険税水準から大きく乖離しています。物価高騰等に	有

25			<p>改定計画通り税率を上げると支払えない市民が増加することが予想される。市の政策判断として、法定外繰入により市民の健康維持のため現在の水準を続けるべきと考える。</p>		<p>より市民生活が非常に厳しい状況にあることは承知しているところですが、保険税水準の統一による影響を緩和するためには、段階的な税率の改定を行うことが必要と考えております。保険税の水準統一には対応しつつも、統一される水準が引き下げられるよう、公費負担の拡充等について国や都に強く要望していきます。</p> <p>なお、健康維持のための保健事業に対する法定外繰入につきましては、国からも解消を求めない法定外繰入として整理されており、引き続き法定外繰入により事業を行っていききたいと考えております。</p>	
26	全体的	-	<p>行財政改革プランなので、お金や人の見直しにならざるを得ないのはわかりませんが、民営化も含めて、結局のところ人減らしとお金の削減しか考えていない。評価は仕事の中身で測るべきだと思います。職員は将棋の駒ではなく、人財(お宝)です。正規職員数と非正規職員数がほぼ同数という、私からしたら異常としか思えない状況です。</p>	<p>■ 政策 経営課</p>	<p>本プランは、将来にわたり持続可能な行政運営を行うため、限られた財源や人材を有効に活用するため、業務の在り方や体制の見直しを行うものとなります。なお、民営化については、人員削減や経費削減のみを目的とするものではなく、業務の在り方の見直しを実施することで、行政サービスの質の維持・向上を図ることを目的としております。</p> <p>ご指摘のとおり、職員は行政運営を支える重要な人的資源であり、その知識や経験は市にとって大切な財産であると認識しております。正規職員と非正規職員の構成については、行政運営の安定性や人材育成の観点から課題として受け止め、今後も適切な体制の在り方について検討してまいります。</p>	無

以上